

企業担当者のための

外国人労働者

就 労 ビ ザ

在留資格取得ガイド



Climb

ビザ申請・帰化申請 NAVI

行政書士法人 Climb

企業担当者のための 外国人労働者在留資格(就労ビザ)取得ガイド

Guide

企業が外国人従業員を雇う場合の注意点

企業が外国人を雇用する際には、「雇用したい外国人が就労可能なビザを持っているのか」、「就労ができないビザであるが資格外活動許可を得ていれば就労可能な場合(「留学」、「家族滞在」等)に資格外活動許可を得ているか否か、について注意する必要があります。

日本に在留している外国人は、それぞれの目的や身分関係に応じたビザを持っており、その目的の範囲外の活動をして報酬を得ることができません。

以下のポイントで、雇用しようとしている外国人の「在留カード」を見て、ビザの種類を確認する必要があります。

外国人が就労可能なビザを持っているか

別ページにある、

在留資格一覧の内、就労が認められる在留資格(活動制限あり)または身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)のどちらかを持っているかどうかです。

もし、前者の内、「技術・人文知識・国際業務」のビザを有している場合には、その外国人の学歴と御社で従事してほしい専門的な業務内容との間に関連がある又は一定年数以上の業務経験があると言えるときには、基本的には雇用しても問題ありません。

後者の内のいずれかのビザを有している場合には、その外国人には就労の制限はないため、日本人と同じように学歴や経験と関係のない仕事に従事することができるため、雇用しても問題ありません。

※在留資格毎に認められている仕事の内容や本人の条件が異なります。
もしも在留カードを見て、見慣れない在留資格の名称であった場合には、お気軽にお問い合わせください。



その外国人が就労可能なビザを取る条件を満たしているか

現在は就労ビザを持っていない学生等を、就労ビザの取得を条件に雇用する際に注意が必要となるポイントです。

例えば、「技術・人文知識・国際業務」のビザであれば、その外国人の学歴と御社でのその外国人が従事する予定の専門的な業務内容に関連性が必要であるところ、その関連性があるかどうかをチェックする必要があります。

例えば、経理の業務に従事してほしい場合には、専門学校や大学で、経済や経営について勉強していることが求められます。



企業担当者のための 外国人労働者在留資格(就労ビザ)取得ガイド

Guide

資格外活動許可を得ているかどうか

在留資格一覧の内、就労が認められない在留資格であっても、資格外活動許可という別の許可を受けている場合には、基本的に週に28時間以内のアルバイトで雇用することが可能です。

在留カードの在留資格の項目に、「留学」、「家族滞在」と記載されている外国人の方は、原則として就労することはできませんが、この許可を得ている場合には例外的に上記範囲で就労することが可能です。

資格外活動許可を得ているか否かは、在留カードの裏面に「資格外活動許可」のスタンプが押されており、パスポートには「資格外活動許可」のスタンプが貼付されています。

※もしも外国人を雇用する企業が、ビザの内容に合致しない業務に従事させてしまっていた場合等の雇用主には、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられる刑罰があります(入管法第73条の2第1項)。



企業が外国人を雇う場合又は解雇する場合の出入国在留管理局への手続

企業が外国人を雇う場合又は解雇する場合の出入国在留管理局への手続としては、以下の URL から DL できる、届出書を出入国在留管理局に対して提出することがあります。

法務省：中長期在留者の受入れに関する届出

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00017.html

こちらの手続は、法律上の義務ではないものの、可能であれば届出を提出することが望ましいでしょう。なお、この届出は、郵送することもできます。

在留資格について

About VISA

日本で、外国人が働く為にはその活動内容に応じた在留資格を取得する必要があります（例：外国人が日本の学校に通う為には在留資格「留学」）。在留資格とは、普段私たちがビザ（査証）と呼んでいるものですが、正確に言うとビザとは別物です。ビザとはその外国人が日本に入国しても問題が無いことを、現地の日本大使館若しくは領事館が証明しただけのもので、実際に外国人が日本へ入国した際に上陸審査をするのは在留資格を取り扱う入国管理局です。

ここでは 28 種類（次ページ在留資格一覧／参照）ある在留資格のうち、外国人が就労する為の在留資格で特に需要が多い在留資格「技術・人文知識・国際業務」について記載致します。

外国人が日本で働くためには…



ビザ（在留資格）が必要



在留資格を得るためには
入国管理局の審査が必要



在留資格には
様々な種類が存在する

正しい理解と
正確な手続きを
行いましょう



外国人を雇用する際の注意点

Notice

外国人の在留資格取得にはさまざまな問題点、注意点があります。経営者や人事担当者の方々が外国人を雇用する際、最も気をつけなければならないことは、その外国人の雇用が法律に違反していないかどうかの判断です。実際に外国人を雇用している企業の方々に雇用状況を詳しく聞いてみると、在留資格に該当しない仕事※を任せているケースが非常に多く見られます。外国人雇用についての知識が足りないことから知らないうちに入管法違反となってしまうのです。※在留資格に該当する仕事については後程記載します。



ご注意下さい！

雇用した企業側は…

不法就労助長罪
3年以下の懲役 300万円以下の罰金

外国人労働者側は…

出入国管理及び難民認定法違反
出国命令、退去強制（強制送還）

在留資格によっては雇用するだけで犯罪になってしまうことも

外国人が日本で違法に働くことを不法就労と言います。典型的な例としてはエンジニア等のオフィスワークの職業を代表とする在留資格「技術・人文知識・国際業務」で滞在している外国人が飲食店で調理を担当したり、工場等で単純作業しているケースです。また、そもそも在留資格を持っていないケース、在留期限が切れているケース、就労が認められていない在留資格で働いてしまうケースも不法就労となってしまいます。

このような外国人が就労してしまうと不法就労で出国命令や退去強制となってしまうこともあります。一方、雇用主側に課される処罰としては不法就労助長罪というものがあります。外国人に不法就労活動をさせたり、不法就労活動を手助けした場合には3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科させられてしまう可能性があります。しかもこれは刑罰ですので企業自体にも前科がつく可能性があるということです。

在留資格一覧

List of Status of Residence

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識 国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、 語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護（※1）	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で 出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※1) 平成29年9月1日施行 ※2) 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。
法務省 在留資格一覧表より（平成30年7月現在）

外国人が就労する為の在留資格で特に需要が多い在留資格。次ページにて詳細を解説。

在留資格

「技術・人文知識・国際業務」について

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）によると、「技術・人文知識・国際業務」で日本において行うことができる活動内容は以下のとおりです。

“

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動

”

出入国管理及び難民認定法 別表第一の二 規定より

具体的には？

大学等を卒業しているか、これから働こうとしている職種の経験年数が一定期間以上ある外国人が、例として技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師などの入管法に定められた範囲内の活動をするにあたって在留資格が認められます。

その他、許可される可能性が高い活動としては研究・開発・システムエンジニア・プログラマー・商品企画・スーパーバイザー・経理・法務・マーケティング・広報・設計・マネージメント・人事・営業・経営企画・生産管理・品質管理等が挙げられますが、業種・業態・事業規模等によっても許可の取りやすさに違いが出ることもあります。



「技術・人文知識・国際業務」

基本的な必要書類

Required documents

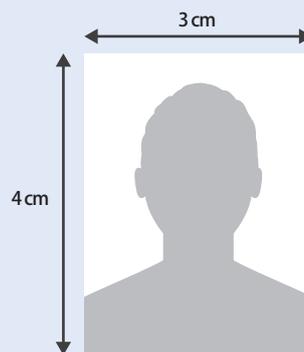
- 写真（縦 4 cm × 横 3 cm） 1 葉
※申請前 3 か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの

- ★ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
（受付印のあるものの写し・電子申告の場合はメール詳細）

- 労働契約書 1 通
- 大学若しくは専門学校の卒業証明書（学士・専門士以上のもの）又は在職証明書
- 登記事項証明書
- ★ 直近の年度の決算文書の写し 1 通
- 事業内容を明らかにする資料（会社案内や会社概要等）1 通

新規事業の場合は★の代わりに

- 事業計画書 1 通
- 給与支払い事務所等の開設届出書の写し 1 通
- 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の写し 1 通



労働契約書



登記事項証明書



事業計画書



上記の書類は「留学」等の在留資格を「技術・人文知識・国際業務」に変更する在留資格変更許可申請時に最低限必要になる書類です。業種・業態・事業規模・職種等によって必要書類が異なる場合、追加で必要になる場合があります。

基本料金表

Charge

項目	基本料金 (消費税込)
在留資格認定証明書交付申請 (下記以外)	77,000 円～
経営・管理ビザ ※事業計画書作成代金含む	220,000 円～
家族滞在ビザ	77,000 円～
在留資格変更許可申請 (下記以外)	77,000 円～
経営・管理ビザ ※事業計画書作成代金含む	220,000 円～
在留期間更新許可申請 (下記以外)	38,500 円～
経営・管理ビザ	38,500 円
転職・再婚がある場合	77,000 円～
永住許可申請	110,000 円
在留特別許可 (書類作成、出頭付添い)	220,000 円
就労資格証明書交付申請	77,000 円～
再入国申請 1 回限り	16,500 円
再入国申請 数次	22,000 円
資格外活動許可申請	22,000 円
申請書類作成サービス 入国管理局への申請及び受理はお客様自身が行っていただきます。	上記料金の 80%
外国人富裕層の特定活動ビザ取得	110,000 円

※価格は 2020 年 10 月現在の価格です。予告なく変更する場合がございます。予めご了承下さい。

その他の価格情報にございましたは、WEB からご覧いただけます。

<https://visanavi-law.com/visa/price.html>



会社概要

About Climb

■企業情報

会社名	ビザ申請・帰化申請 NAVI 行政書士法人 Climb (旧行政書士クライアントパートナーズ法務事務所)
本店所在地	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1 丁目 17-16 スタープラザ高田馬場 8F
電話	03-5937-6960
FAX	03-5937-6961
E-Mail	info@gh-climb.jp
営業時間	9 時～ 19 時
定休日	土日祝日
代表者	森山 敬
顧問弁護士	法律事務所アルシエン
顧問社労士	渋谷社会保険労務士事務所
会計士・税理士	北島正一公認会計士・税理士事務所
設立	2011 年 5 月

■代表者紹介



略歴

1982 年 5 月 10 日生まれ
 1995 年 フランクフルト日本人国際学校卒業
 1998 年 熊谷市立三尻中学校卒業
 2001 年 東京成徳大学深谷高等学校卒業
 2005 年 尚美学園大学総合政策学部
 総合政策学科卒業

エンジニア・SV・人事経験を経た後、
 2011 年 5 月に行政書士登録

資格等

行政書士 第 11080978 号
 出入国在留管理庁申請取次者

代表 森山 敬

ビザ申請・帰化申請 NAVI
 [運営：行政書士法人 Climb]

■お問い合わせ



ビザ申請・帰化申請 NAVI
 [運営：行政書士法人 Climb]

〒169-0075
 東京都新宿区高田馬場 1 丁目 17-16
 スタープラザ高田馬場 8F

☎ 03-5937-6960

✉ info@gh-climb.jp

お気軽にお問い合わせ下さい